お店や会社など事業所から出るごみの
≪にしはりまクリーンセンターでの受入れ区分　一覧表≫

ごみ受入れ区分	適否	処　理　方　法
可燃ごみ	○	にしはりまクリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。
不燃ごみ	○	にしはりまクリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。
粗大ごみ	○	にしはりまクリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。
スチール缶 アルミ缶	○ **特例適用**	家庭ごみと同様の分別基準により洗浄等の処理を行ったものは、**資源ごみ**として受入可能。 にしはりまクリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。 ※専門業者による独自ルートでのリサイクル処理も可能です。
透明びん 茶色びん その他の色のびん	○ **特例適用**	家庭ごみと同様の分別基準により洗浄等の処理を行ったものは、**資源ごみ**として受入可能。 にしはりまクリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。 ※専門業者による独自ルートでのリサイクル処理も可能です。
新聞・ちらし 雑誌・書籍・雑紙 段ボール 紙製容器包装 紙パック	○	産廃区分（紙くず）に規定された特定の事業活動以外から発生したものは受入可能。 **家庭ごみと同様の分別基準により分別を行ったものは、資源ごみとして受入れ可能。** にしはりまクリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。 ※専門業者による独自ルートでのリサイクル処理も可能です。
布類	○	産廃区分（繊維くず）に規定された特定の事業活動以外から発生したものは受入可能。 **家庭ごみと同様の分別基準により分別を行ったものは、資源ごみとして受入可能。** にしはりまクリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。 ※専門業者による独自ルートでのリサイクル処理も可能です。
プラ製容器包装 ペットボトル	○ **特例適用**	家庭ごみと同様の分別基準により洗浄等の処理を行ったものは、**資源ごみ**として受入可能。 にしはりまクリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。

【にしはりまクリーンセンターの事業系一般廃棄物の受入れ基準】

(1)事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第２条に該当しないもの

(2)地域の状況等を勘案し特例として管理者が定める次のもの

- **事務所等から排出される家庭ごみと同様の性状の「可燃ごみ」**
- **事務所等から排出される家庭ごみと同様の性状の「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」**
- **家庭ごみと同様の分別基準により洗浄等の処理を行った「資源ごみ」**

※事業系一般廃棄物であってもリサイクル関連の法律でリサイクルが義務付けされた特定家電品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）やパソコン、また、タイヤやバッテリーなどの処理困難物等については、にしはりまクリーンセンターで受入れできませんのでご注意ください。

※事業者が直接施設に持ち込む場合は、１回２トン以下とする。

※搬入時には適宜展開検査を実施するなど、内容物の確認に努めるものとする。

※やむをえず「資源ごみ」とその他のごみを混載する場合は、それぞれの品目を容易に計量できる状態で搬入すること。（複数計量となります。）

直接搬入する場合は、前日までに電話予約が

搬入に関する詳細については、直接にしはりまクリーンセンターへ、お問い

◎問い合わせ先
にしはりまクリーンセンター
TEL 0790−79−8550

≪産業廃棄物一覧≫

	種　類	具　体　例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など、固形状、液状全ての合成高分子系化合物
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（板ガラス等）、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	鉱さい	高炉、平炉、電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	①　建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②　パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③　ＰＣＢが塗布され、又は染み込んだもの
	木くず	①　建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②　木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③　ＰＣＢが染み込んだもの
	繊維くず（天然繊維くずのみ）	①　建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②　繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの ③　ＰＣＢが染み込んだもの ④　羊毛くず等の天然繊維くず
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、魚・獣のあらなど
	動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		

≪産業廃棄物の処理≫

産業廃棄物に該当する２０種類の廃棄物については、その種別ごとに許可を持った専門業者へ依頼するなどして適正な処理をお願いします。（にしはりまクリーンセンターでは受入れできませんのでご注意ください。）

なお、産業廃棄物処理（収集運搬及び処分）を業者委託する場合には、県知事の許可を受けた業者と契約する必要があります。業者に依頼すると、契約に基づき費用が必要となります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

・兵庫県西播磨県民局環境課　　TEL　０７９１－５８－２１３７
・財団法人兵庫県産業廃棄物協会　　TEL　０７８－３７１－３１７７